

令和2年度

上山市危険空家解体事業補助金

補助内容：解体費用の最大40%（上限70万円）を補助します。

上山市内に存する老朽化し危険で現に使用されていない建築物を保有し解体しようとしている方に、解体工事費の一部を補助します。

1 対象建築物（1）～（3）すべてに該当する建築物

- (1) 鉄筋コンクリート造並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造を除く建築物
 - (2) 登記種類又は課税種類に居宅若しくは集合住宅を含み、かつ過半が居住の用に供されていた建築物
 - (3) 市で事前調査を行い、市が補助対象建築物と認めた建築物
- その他にも条件があります。

2 補助対象者（1）～（3）いずれかに該当する方

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合にあつては固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されてある方（法人を除く。）
 - (2) (1)に規定する方の相続人。
 - (3) (1)、(2)に規定する方から補助対象建築物の解体について同意を受けた方。
- ※(1)～(3)に該当する方であっても、複数の共有である場合又は補助対象建築物の登記事項証明書の所有権以外の物権の設定がある場合については、ご相談ください。

3 補助対象工事とならない場合

- (1) 補助金の交付決定前に着手した解体工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする解体工事
- (3) 補助対象建築物（長屋住宅を除く）の一部のみを解体する工事
- (4) 令和3年2月末日までに補助事業等実績報告書を提出できない方
など

詳しくは、ご相談ください。

問合先：上山市建設課 建築・住宅係
電話672-1111（内425）

補助金交付の流れ（詳しくは、ご相談下さい。）

① 事前調査申込み

補助金の交付を受けようとする建築物の

- 付近見取図、配置図、平面図
- 現況写真（2面以上）
- 建物登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書の写し）
- 共有者同意書（2人以上共有者の記載がある場合）
- 相続人同意書（相続人が2人以上で分割登記されていない場合）
- その他市長が必要と認める書類

※所有権以外の物権の設定がある場合は、ご相談ください。



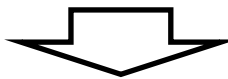
事前調査結果が通知されます

② 交付申請（補助対象建築物と認められた場合）

- 補助金等交付申請書
- 事業実施計画書
- 建設業法に規定する土木工事業、建築工事業、とび・土工事業若しくは解体工事業に係る許可の通知書または建設リサイクル法に規定する解体工事業に係る登録の通知書（写し）※解体する業者が所有
- 事前調査結果通知書（写し）
- 補助対象工事の見積書（内訳明細の記載があるものに限る。）
- 補助対象建築物の平面図及び床面積求積図
- その他市長が必要と認める書類
- 補助金の振り込みを希望する通帳口座番号記載ページの写し

<次のものが必要な場合があります>

- 同意書及び同意した者の印鑑証明
- 相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本



交付決定が通知されます

（交付決定後に、解体工事に着手願います。）

③ 実績報告（工事完了後）

- 補助事業等実績報告書
- 事業完了報告書
- 補助対象工事に係る工事請負契約書（写し）
- 補助対象建築物の解体後の写真
- 補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しなど
- その他市長が必要と認める書類

④ 補助金交付請求

- 補助金交付請求書